

情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業

1. 総 則

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業」を実施する者（以下「事業実施者」という。）を選定するため、本要領により公募をするものとする。

2. 事業の目的

医師による死後診察が困難な地域では、死亡前に住み慣れた場所を離れ医療施設に入院したり、死亡後に遺体を長時間保存・長距離搬送したりすることが生じているとの指摘があり、一定の要件を満たす場合には、医師が遠隔から死亡診断を行えるよう検討・措置することが閣議決定された。これを受け、厚生労働省において「通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月医政局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、医師が遠隔から死亡診断等を実施する際の具体的手順を明らかにした。

ガイドラインにおいては、遠隔からの医師による死亡診断等がなされた全例について、厚生労働省において、原則として全例を把握し、適切に実施されているかを検証することとされていることを受け、当事業で、医師による遠隔からの死亡診断等が実施された事例を検証するとともに、ガイドラインの見直しの議論を行う。

3. 本事業の内容

（1）会議の設置

「ICTを利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月12日付け医政発0912第1号厚生労働省医政局長通知）（以下「ガイドライン」という。）を受け、ICTを利用した死亡診断等について把握・検証し、その結果を踏まえガイドラインについて検討し、必要に応じてガイドラインの見直し案を策定することを目的とした会議（以下「会議」という。）を設置すること。また、会議は、法医学、臨床医学、在宅診療、法律学の専門家等から構成するものとする。

（2）検証

会議において、遠隔から死亡診断等が実施された事例全てについて、ガイドラインに沿った運用がなされているか、機器等が正しく作動したか、住み慣れた場所での看取りができたか等の検証をし、隨時厚生労働省医政局医事課に報告すること。

（3）ガイドラインの見直し案の策定

上記（2）を踏まえ、会議において、必要に応じて、ガイドラインの見直し案を策定し、厚生労働省に報告すること。

(4) 上記（1）～（3）を行うに当たっては、厚生労働省医政局医事課と相談すること。

4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から 2020 年 3 月 31 日まで

6. 本事業に係る委託費の交付について

(1) 本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

(2) 本事業に係る委託費の交付については、2,760 千円を基準額（上限額）とする。なお、委託費の内容は、事業実施に必要な経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、借料及び損料）に限る。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- (2) 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

- (1) 企画書の作成及び提出

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業応募申込書」（別添様式 1）とともに、企画書記載項目①～⑤について具体的に記載した「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業企画書（以下「企画書」という。）」を作

成し、下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ① 事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ② 検証に用いる会議室の確保体制
- ③ 検証会議の運営を行う人員体制（専門的知識を有する複数のスタッフを中心に記載すること）。
- ④ 類似業務の実績とその内容
- ⑤ 事業費の積算（別紙様式2による）

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

2019年4月8日（月）～2019年4月23日（火）※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係長

TEL：03-5253-1111（内線2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業応募申込書（別紙様式

1）・・・1部

イ 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業企画書・・・10部

ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・10部

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業企画書に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。